

令和3年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	令和3年12月21日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和3年12月21日	午後1時27分	議長				
	閉会	令和3年12月21日	午後2時12分	議長				
議長	新井良司							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出	
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出	
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		出	
4	早川 英希		出	13	浅海 伊佐男		出	
5	嶋田 利行		出	14	新井 良司		出	
6	鈴木 智之		出	15	柳川 嗣於(最)		出	
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		出	
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		欠	
9	原田 宏美		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		13名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
葛籠貫 智 洋								
松田 薫 樹								
有山 俊 夫								
飯塚 勝 貴								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年12月21日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年12月21日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時27分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に3番・4番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件3件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第33号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件6件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>7番委員 受理通知後に着工しているという理解でよいのか。</p> <p>事務局 はい、原則はそのとおりです。</p> <p>議長 その他質疑はありますか。</p> <p>全委員 なし。</p> <p>議長 報告案件ですので、報告第34号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件1件を議題とします。</p> <p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>

日程第 6	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は富士見市渡戸在住で、農業従事者 2 名で農業経営をされており、トラクター 2 台と農業用トラック 2 台、耕うん機 3 台、防除機 2 台、農地 7, 0 0 0 m²以上を所有しており、農地法第 3 条申請の 5, 0 0 0 m²以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>今回は作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請となります。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p>
	議長	<p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>
	4 番委員	<p>1 2 月 1 4 日に 3 番委員と事務局の 3 人で現地調査を行いました。申請地はきれいになっており問題は無いと思います。</p>
	議長	<p>地元委員さんは何かありますか。</p>
	2 番委員	<p>問題は無いと思います。</p>
	議長	<p>質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全委員	<p>異議なし。</p>
	議長	<p>異議なし賛成により、この案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。</p>
	議長	<p>日程第 6、議案第 3 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件、2 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p>

		<p>借人は入間郡三芳町上富においてプラント建設工事に伴う基礎工事掘削時に発生する残土の一時保管場所を探しております。</p> <p>建設地である三芳町内で探しておりましたが、建設地からの距離及び道路付けや地権者の同意が難しいなど適地が見つからず隣接市のふじみ野市に広げて探したところ申請地の地権者から同意が得られましたので申請地として選定しました。</p> <p>申請地は建設現場から約700mの距離にあり道路付けなどの利便性がよいので適地とし農地の一時転用の申請をすることになりました。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>なお、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、一時的な利用に供するためという第1種農地の例外規定を満たしています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>3番委員 12月14日に4番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。多少の草が生えていましたが、特に問題は無いと思います。</p> <p>議 長 地元委員さんは何かありますか。</p> <p>4番委員 一時転用のため何も問題は無いと思います。</p> <p>議 長 質疑はありますか。</p> <p>全 委 員 なし。</p> <p>議 長 質疑がないようでしたら、1番の案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>全 委 員 異議なし。</p> <p>議 長 異議なし賛成により、1番の案件につきましては原案のお</p>
--	--	---

	議 長	り許可相当として県知事に意見を送付します。
	事 務 局	<p>2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は東京都板橋区内にある社宅にて、妻、子 2 人の計 4 人で住んでいますが、住居が手狭な状態のため、戸建て住宅の建築を計画しています。</p>
		<p>土地の条件としては、子ども通学する学校が近く、お互いの実家まで車で 30 分位で行き来できる場所を探しておりました。</p>
		<p>受人は、ふじみ野市及び三芳町の市街化区域内で適地を探しましたが見付からず、申請地での検討をした結果、最適地と判断しました。</p>
		<p>申請地は伯母や祖母の家まで距離が近く短時間で行き来が可能で、小・中学校も近くにあり教育環境が良い場所です。</p>
	議 長	<p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>2 番の案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>
	3 番委員	<p>12 月 14 日に 4 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。特に問題は無いと思います。</p>
	議 長	<p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>既に近くでは数軒家が建っております。現地調査報告のとおり特に問題は無いと思います。</p>
	4 番委員	
	議 長	<p>質疑はありますか。</p> <p>受ける方は他の法律の条件を満たしているのか。</p> <p>都市計画法や市条例など条件を満たしております。</p> <p>その他質疑はありますか。</p>
	9 番委員	
	事 務 局	
	議 長	

<p>日程第7 日程第8</p>	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、議案第36号の案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第36号の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
		議案第36号について終了します。
	議長	日程第7、議案第37号 農用地利用集積計画の利用権設定についての議題1件及び日程第8、議案第38号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画についての議題1件は関連がありますので、併せて審議をお願いします。
		農用地利用集積計画（利用権設定）
		案件について事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。
		第37号案件については、これまでも利用権設定していた場所であり引き続き6年間での利用権設定を更新する案件です。今回は、農地中間管理事業による更新のため埼玉県農林公社が仲介し借り受けるものです。
	第38号案件については、借人が埼玉県農林公社から借り受けるものです。	
	借人は、トラクター2台、耕うん機2台、農業用トラック3台などの農業用機械を所有しており、7,000㎡以上の農地を所有しています。	
議長	地元の委員さん説明をお願いします。	
4番委員	借人は、長年にわたり農業に従事している方なので、問題はないと思います。	
議長	質疑はありますか。	

日程第 9	7 番委員	この件については、今までどおり同じ方が引き続き借りるということでよいのか。
	事務局	そのとおりです。
	議長	その他質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	質疑等なければ承認してよろしいでしょうか。
	全委員	異議なし。
	議長	議案第 37 号については承認し、議案第 38 号については意見なしとすることに決定します。
	議長	議案第 37 号及び議案第 38 号について終了します。
	議長	日程第 9、議案第 39 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての説明について 1 件を議題とします。
	事務局	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	議案書朗読、説明。	
事務局	生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 30 年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の 3 つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。	
事務局	今回の案件は農地法第 3 条により農地を借りていた人が死亡したことによる申出になります。	
事務局	今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。	
議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。	

	<p>4 番委員</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>1 2 月 1 4 日に 4 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。多少の草が生えていましたが、特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>問題は無いと思います。</p> <p>この案件は、地目が田で他人の死亡によるものですが、まれなケースだと思います。</p> <p>そのとおりで、まれなケースではあります。</p> <p>この案件は、過去に農地法第 3 条による賃借権設定をしていました。令和 2 年中に合意解約済みで、手続き的には問題はありませぬ。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>この案件につきましては承認することに決定します。</p> <p>議案第 3 9 号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和 3 年第 1 2 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後 2 時 1 2 分)</p>
--	--	---